



# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立充通新町西入敷ノ内町

発行所 京都府

政策法務課

電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立充通小川東入

印刷所 中西印刷株式会社

電話 (075) 441-3155

## 目次

### 告 示

○道路の区域変更 (南丹土木事務所) ページ 9  
 ○道路の供用開始 (〃) 〃

### 公 告

○一般競争入札の実施 (入札課) 10  
 ○都市計画都市再生特別地区の決定に係る  
 図書の写しの縦覧 (都市計画課) 13

### ○都市計画下水道の変更に係る図書の写し

の縦覧 (山城北土木事務所) 13

### ○道路の位置の指定 (〃) 〃

### ○道路の位置の指定の取消し (〃) 〃

### ○都市計画法に基づく工事完了 (〃) 〃

### 公 安 委 員 会

### ○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車

又は駐車に關係のある者による合意に係る告示 〃

## 告 示

### 京都府告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年1月13日から令和8年1月27日まで縦覧に供する。

令和8年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊

1 道路の種類 府道

2 路線名 王子並河線

3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
亀岡市大井町並河坂井26の1から		m	m	工事に伴う仮設道の設置
亀岡市大井町並河検見ヶ上3の2を経て	前	最小 5.7 最大 21.8	132.0	
亀岡市大井町並河検見ヶ上2の1まで				
亀岡市大井町並河坂井26の1から				
亀岡市大井町並河検見ヶ上3の2を経て		最小 5.7 最大 21.8	132.0	
亀岡市大井町並河検見ヶ上2の1まで				

亀岡市大井町並河坂井26の1から	後	最小 8.3	146.8
亀岡市大井町並河中又2の6を経て		最大 21.8	
亀岡市大井町並河検見ヶ上2の1まで			

4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

### 京都府告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年1月13日から令和8年1月27日まで縦覧に供する。

令和8年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊

1 道路の種類 府道

2 路線名 王子並河線

3 供用開始の区間及び予定日

区間	予定期日
亀岡市大井町並河坂井38の2から	
亀岡市大井町並河検見ヶ上2の1まで	令和8年1月14日

4 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和8年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入物品の名称及び予定数量

##### ア 前期

複写機用紙（A3 860箱（1,290,000枚）、A4 17,110箱（42,775,000枚）、B4 1,620箱（4,050,000枚）、B5 500箱（1,250,000枚））

##### イ 後期

複写機用紙（A3 930箱（1,395,000枚）、A4 18,160箱（45,400,000枚）、B4 1,820箱（4,550,000枚）、B5 440箱（1,100,000枚））

#### (2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (3) 納入期限

##### ア 前期

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

##### イ 後期

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

#### (4) 納入場所

本庁及び京都市内地方機関（仕様書の別添配送先一覧のとおり）

### 2 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5428

ファクシミリ番号（075）414-5450

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付等

##### ア 交付期間

#### (ア) 前期

令和8年1月13日（火）から令和8年2月9日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### (イ) 後期

令和8年7月7日（火）から令和8年8月5日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「電気・通信機器類」一小分類「パソコン・ネットワーク機器」

イ 大分類「文具・事務機器類」一小分類「用紙類」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確實に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に關し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

#### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案

<p>件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。</p> <p>イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送 ((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。</p> <p>(3) 確認通知 入札参加資格の確認については、別途通知する。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。</p> <p>(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先 2の(1)と同じ。</p> <p>(イ) 原則として、京都府ホームページ (<a href="http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html">http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html</a>) からダウンロードすること。</p> <p>(ウ) 提出期限</p> <p>a 前期 令和8年1月27日（火）午後5時</p> <p>b 後期 令和8年7月23日（木）午後5時 なお、その後も随时に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。</p> <p><b>5 入札手続等</b></p> <p>(1) 入札期間及び開札の日時等</p> <p>ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間</p> <p>(ア) 前期 令和8年2月24日（火）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年2月25日（水）午前8時30分から午前10時まで</p> <p>(イ) 後期 令和8年8月19日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年8月20日（木）午前8時30分から午前10時まで</p> <p>イ 郵送による場合の入札書の提出期限</p> <p>(ア) 前期 令和8年2月24日（火）午後5時</p> <p>(イ) 後期 令和8年8月19日（水）午後5時</p> <p>ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等</p> <p>(ア) 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町 京都府総務部入札課長</p> <p>(イ) その他</p>	<p>入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。</p> <p>エ 開札日時</p> <p>(ア) 前期 令和8年2月25日（水）午前10時15分</p> <p>(イ) 後期 令和8年8月20日（木）午前10時15分</p> <p>(2) 入札の方法</p> <p>ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。</p> <p>イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。</p> <p>ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。</p> <p>(3) 入札書に記載する金額</p> <p>入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「複写機用紙1箱当たりの単価（税込）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。 なお、入札書に記載する金額に含める消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、100分の10とすること。</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札</p> <p>イ 申請書等を提出しなかった者のした入札</p> <p>ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札</p> <p>エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札</p> <p>オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札</p> <p>カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札</p> <p>キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札</p> <p>ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札</p> <p>ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札</p> <p>サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札</p> <p>シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭の</p>
--	---

ため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるものほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

a. The first half year

Plain paper (A3 860 boxes (1,290,000 sheets), A4 17,110 boxes (42,775,000 sheets), B4 1,620 boxes (4,050,000 sheets), B5 500 boxes (1,250,000 sheets))

b. The second half year

Plain paper (A3 930 boxes (1,395,000 sheets), A4 18,160 boxes (45,400,000 sheets), B4 1,820 boxes (4,550,000 sheets), B5 440 boxes (1,100,000 sheets))

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

a. The first half year

From 8:30 AM to 5:15 PM from Tuesday, January 13, 2026 to Monday, February 9, 2026 (except for Sundays and Saturdays)

b. The second half year

From 8:30 AM to 5:15 PM from Tuesday, July 7, 2026 to Wednesday, August 5, 2026 (except for Sundays, Saturdays and Public holidays)

(4) The time, date and place for submission of tender

a. The first half year

From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday, February 24, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday, February 25, 2026

b. The second half year

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, August 19, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, August 20, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

a. The first half year

5:00 PM on Tuesday, February 24, 2026

b. The second half year

5:00 PM on Wednesday, August 19, 2026

(6) The time, date and place for the opening of tender

a. The first half year

10:15 AM on Wednesday, February 25, 2026

b. The second half year

10:15 AM on Thursday, August 20, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450

## 京都府公報

令和8年1月13日 火曜日

京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市再生特別地区（三条駅前地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊

指定取消番号	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
山北第98号	令 7. 12. 23	京都府山城北土木事務所	八幡市八幡園内37の1ほか	m 196.3	最小 4.0m 最大 6.0



久御山町から宇治都市計画下水道（久御山町公共下水道）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和8年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

京田辺市興戸地蔵谷121の2の一部、121の3の一部、128の10の一部、128の11の一部、128の12の一部、128の13の一部  
(関連区域)

京田辺市興戸地蔵谷128の7の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京田辺市興戸地蔵谷121の4  
有限会社セイワ住宅

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊

指定番号	指定期年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
山北第97号	令 7. 12. 23	京都府山城北土木事務所	京田辺市興戸南鉢立26の4、28、29の4、124の2、126の3、28地先	m 26.3	m 最小 6.0 最大 6.0



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年1月13日

京都府知事 西脇 隆俊

## 公安委員会

## 京都府公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、京田辺市内及び木津川市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和8年1月13日

京都府公安委員会  
委員長 池坊 由紀

## 1 合意した者

- (1) 奈良交通株式会社
- (2) 京都府公安委員会
- (3) 京都府知事
- (4) 京田辺市長
- (5) 木津川市長
- (6) 国土交通省近畿運輸局長

## 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
三山木駅	北行	京田辺市三山木中央一丁目3
多々羅	西行	〃 多々羅西平川原16の4
同志社山手中央	東行	〃 同志社山手一丁目31の1
同志社山手東	北行	〃 〃 26の3
同志社山手北	北行	〃 〃 4の13
木津駅(東口)	北行	木津川市木津池田116の2
木津城山台中央	南行	〃 城山台七丁目1の2
	西行	〃 城山台八丁目3の6
木津城址公園	南行	〃 城山台七丁目41の4
木津城山台九丁目	南行	〃 城山台十丁目36の2
木津城山台十二丁目	東行	〃 〃 15の4
木津城山台十一丁目	東行	〃 城山台十一丁目22の3
木津城山台五丁目	北行	〃 〃 4の2
木津城山台六丁目	西行	〃 城山台六丁目3の4
京大農場	西行	城山台七丁目5

### 3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用（調律及び訓練走行を含む。）に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
奈良交通株式会社	無償運送を行う自動運転バス実証実験	令和7年度自動運転社会実装推進事業

### 4 期間

令和8年1月13日から令和8年2月13日まで

### 5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。